

十九八七	六五四	三二一	○人基年財務省告示第三百四十二号
初利發發期率行行利価日子格	振額最低額面金	用振の法發行號名稱及記	平成国債、平成第六十八号)第四条第十四項の規定に
金と平年額平す額の振額し成〇面成るの記替を、三・金二。整載法の支次十〇額十九數又は規定う算五パ円年式月に十たに十セつ一月だより五ンき月しり、算を支支払期	一九萬六千円で四百二十億八千三百。	社債、株式等の振替に適用を受けるものとし、その規	個人向け利付國庫債券(固定・
と金簿	。	。	。

十一
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$
が銀行休業日に当たるとときは、
する期日及び第十二号において規定
する期日について同じ。)。

(一) 式 次 う 年 中 平 領 平 積 年 五 月 十 五 日 毎年五月十五日及び十一月十五日
ま ら に こ と と し 、そ の 買 取 り は 支 払 う 。前六月支払期間にお
ま で の 間 の 場 合 ま ら に こ と と し 、そ の 買 取 り は 支 払 う 。前六月支払期間にお
額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100} + \text{第二期利子}$
に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$
平成三十一年五月十五日から前六月支払期間に属す

(二) 年 中 平 領 平 積 年 五 月 十 五 日 每年五月十五日及び十一月十五日
ま ら に こ と と し 、そ の 買 取 り は 支 払 う 。前六月支払期間にお
ま で の 間 の 場 合 ま ら に こ と と し 、そ の 買 取 り は 支 払 う 。前六月支払期間にお
額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100} \times 2$
に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$
平成三十一年五月十五日以後の場合は
後 の 場 合 額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一項の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第一項に規定す
 るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第四十二条に規定す
 。算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたの受益者扶養信託契約の一部を改受す
 式次る中あ、当、る二域若つ条法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別二十五年法律第四十二条に規定す
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受す
 り分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受す
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条の者の改受す
 出応、請當年けにわ律、合該一七治市町相。者扶養信託契約の一部を改受す
 しじそ求該十国かれ第災区市項号法町相。者扶養信託契約の一部を改受す
 た、のす個一債かる百害と又の（）（）村続（）扶養信託契約の一部を改受す

元利金支
払場所

(二) 平成三十年十一月十五日前
までの面金額 + 経過利子に相当する
金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)

平成三十一年五月十五日前の
面金額 + 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する
金額 + 経過利子に相当する
金額 - 本銀行